

和歌山信愛女子短期大学 学生指導のガイドライン

和歌山信愛女子短期大学(以下本学という。)は、本学学生の豊かで充実した学生生活を保障するため、全ての教職員が一致して、学生一人ひとりの人格を尊重した学生指導や学生相談にあたります。

特に、以下の様な場合は、学生の修学状況に問題があると判断し、担任または学科長等で指導を行う場合があります。

- ① 学期 GPA が下位4分の1に属した場合、または学期 GPA が 1.00 以下となった場合、あるいはその両方
- ② 半期に修得した総単位数が標準単位数の6割(本学では 10 単位)以下の場合
- ③ 履修科目の授業への出席率が8割以下である場合、あるいはその他の学修意欲が低い状況にあると認められる場合

また、以下の様な場合は、修業年限での卒業が危ぶまれると判断し、担任または学科長等により保護者(父母等)の方に連絡を行う場合があります。

- ④ 1年次の総修得単位数が著しく低い(10 単位以下)、又は修業年限で卒業できないことが確定した場合
- ⑤ 半期に修得した総単位数が標準単位数の5割(本学では8単位)以下の場合
- ⑥ 履修科目の授業への出席率が5割以下である場合、その他学修意欲が著しく低い状況にあると認められる場合
- ⑦ ①～③の基準に2期連続で該当となった場合